

トルコ

商標法

第 556 号

1995 年 11 月 7 日法律第 4128 号改正

1995 年 11 月 7 日施行

目次

第 1 部 総則

第 1 章 目的, 範囲, 定義, 保護適格者

第 1 条 目的と範囲

第 2 条 定義

第 3 条 保護適格者

第 4 条 国際協定の優先

第 2 章 商標を構成することができる標識及び商標権を取得する手段

第 5 条 商標を構成することができる標識

第 6 条 商標権を取得する手段

第 7 条 商標登録拒絶の絶対的根拠

第 8 条 商標登録拒絶の相対的根拠

第 3 章 商標保護の範囲

第 9 条 登録商標により付与される権利

第 10 条 辞書及び参考書における商標の複製

第 11 条 代理人又は代表者の名義で登録された商標の使用の禁止

第 12 条 登録商標の効力に係る制限

第 13 条 登録商標により付与される権利の消尽

第 4 章 商標の使用

第 14 条 商標の使用

第 5 章 商標権に係る法定取引

第 15 条 法定取引

第 16 条 商標の移転

第 17 条 代理人又は代表者の名義で登録された商標の移転

第 18 条 商標を担保として使用すること

第 19 条 差押

第 20 条 ライセンス

第 21 条 ライセンス条件

第 22 条 訴訟手続

第 2 部 願書

第 1 章 出願

第 23 条 出願

第 24 条 分類

第 25 条 優先権

第 26 条 博覧会優先権

第 27 条 優先権の効力

- 第 28 条 優先権の主張及び証拠
- 第 3 部 登録手続
- 第 1 章 出願審査
- 第 29 条 出願条件遵守の審査
- 第 30 条 出願条件遵守に係る欠陥の補正
- 第 31 条 適格性に係る審査
- 第 32 条 拒絶の絶対的条件の審査
- 第 2 章 出願の公告
- 第 33 条 出願の公告
- 第 3 章 第三者による所見
- 第 34 条 第三者による所見
- 第 35 条 異議申立
- 第 36 条 異議申立の審査
- 第 4 章 商標出願に係る手続事項
- 第 37 条 補正
- 第 38 条 取下
- 第 5 章 登録
- 第 39 条 登録
- 第 4 部 商標の登録期間及び更新
- 第 40 条 登録期間
- 第 41 条 更新
- 第 5 部 商標の無効及び商標権の終結
- 第 1 章 商標の無効
- 第 42 条 無効
- 第 43 条 無効宣言の請求
- 第 44 条 無効の効力
- 第 2 章 権利の終結
- 第 45 条 終結の理由
- 第 46 条 権利の放棄
- 第 6 部 庁の決定に対する不服申立
- 第 47 条 不服申立
- 第 48 条 不服申立適格者
- 第 49 条 不服申立の様式
- 第 50 条 決定の更正
- 第 51 条 不服申立の審査
- 第 52 条 不服申立に係る決定
- 第 53 条 決定に対する裁判所手続
- 第 7 部 証明標章及び団体標章
- 第 54 条 証明標章
- 第 55 条 団体標章
- 第 56 条 証明標章及び団体標章に係る専門規則

第 57 条 専門規則の修正
第 58 条 本法に反する規則
第 59 条 専門規則に違反する使用
第 60 条 移転及びライセンス
第 8 部 権利の侵害
第 61 条 侵害
第 61A 条
第 62 条 商標権者による訴訟
第 63 条 管轄裁判所
第 64 条 補償
第 65 条 侵害の証拠書類
第 66 条 逸失利益
第 67 条 逸失利益の増額
第 68 条 商標の評判
第 69 条 訴訟の対象にできない者
第 70 条 期限
第 71 条 管轄裁判所
第 72 条 裁判所決定の公告
第 73 条 使用権者による手続
第 74 条 不侵害の主張
第 75 条 証拠保全の手続
第 76 条 予防策
第 77 条 予防策の性質
第 78 条 民事訴訟法
第 79 条 税関での差押
第 9 部 代表及び代理人
第 80 条 庁に対する代表
第 10 部 手数料支払及び法的効力
第 81 条 手数料支払条件及び効力
第 11 部 終局規定
第 82 条 廃止規定
経過規定
第 83 条 施行
第 84 条 執行

第1部 総則

第1章 目的，範囲，定義，保護適格者

第1条 目的と範囲

本法の目的は，本法に則して登録された商標を保護することである。

本法は，商標の保護についての原則，規則及び条件を制定する。

第2条 定義

本法の適用上，次に掲げる事項はそれぞれの意味とする。

(a) 「商標」とは，商標又はサービスマークを意味し，証明標章及び団体標章を含む。

(b) 「パリ条約」とは，1883年3月20日付，産業財産の保護に関するパリ条約及びトルコにより批准されたその修正条項を意味する。

(c) 「庁」とは，法令第544号により設立されたトルコ特許庁を意味する。

(d) 「商標代理人」とは，本法に規定の権利の主張及び保護において庁に対して第三者を代表する権限を有する者を意味する。

第3条 保護適格者

本法により与えられる保護の対象者は，トルコ共和国領土内において居住する若しくは商工業事業体を有する自然人若しくは法人，又はパリ条約若しくはベルヌ条約若しくは世界貿易機関設立協定から発生する出願権を有する者である。

本条第1段落にいう対象者以外の自然人又は法人であって，トルコ共和国の国民に対して法律上の又は事実上の保護を与える国の国民である者は，互惠の原則にしたがって，トルコにおいて商標の保護を享受することができる。

第4条 国際協定の優先

トルコ共和国の法律の規定により施行されている国際協定の規定が，本法よりも有利な条件を提供する場合，第2条にいう者は，当該優遇条件による処遇を請求することができる。

第2章 商標を構成することができる標識及び商標権を取得する手段

第5条 商標を構成することができる標識

商標は，ある事業体の商品及びサービスを他の事業体の商品及びサービスから識別できる限り，視覚的に表示可能な如何なる種類の標識からも構成されることができる。例えば人名，意匠，文字，数字，商品包装の形及び同様の表示要素であって印刷により刊行及び複製可能な字句などである。

商標は，製品又はその包装を伴って登録することができるが，製品又は包装のみの登録によっては排他的権利は付与されない。

第6条 商標権を取得する手段

本法による商標の保護は，登録により取得される。

第7条 商標登録拒絶の絶対的根拠

次に掲げる標識は、商標として登録することができない。

- (a) 第5条の規定に適合しない標識
 - (b) 同一の又は混同を生じる類似の製品又はサービスについて先に登録された又は登録出願された商標と同一又は混同を生じる類似の商標
 - (c) 種類、特徴、品質、数量、用途、価格若しくは原産地表示のために、又は商品生産若しくはサービス提供の日時の指定、その他商品及びサービスの特徴の指定のために、取引上使用される標識又は表示のみからなる商標
 - (d) 特定集団の手工芸職人、専門職人若しくは業者を識別するために使用される、又は現行の商慣習において慣用語となっている標識及び名称のみからなる商標
 - (e) 製品の形状であって、製品の性質に起因して技術的成果を取得するために必要なもの又は製品に本質的な価値を与えるものにより構成される商標
 - (f) 商品及びサービスの性質、品質、産地又は原産地表示についての公衆を欺くような性質の商標
 - (g) 管轄庁により授権されておらずパリ条約第6条の3の規定により拒絶されるべき商標
 - (h) パリ条約第6条の3に規定するものを除く記章、紋章、紋章盾であって管轄庁により授権されておらず特に歴史的文化的に公共性のあるものを結合する商標
 - (i) 商標権者により授権されていない商標及びパリ条約第6条の2の規定の範疇の周知標章
 - (j) 宗教的象徴を結合する商標
 - (k) 公序良俗に反し道徳律にもとる商標
- (b)、(c)及び(d)の規定は、登録前に使用済であって当該使用を通じて登録対象の商品及びサービスについての識別性を獲得している商標の登録を拒絶するために訴えることはできない。

第8条 商標登録拒絶の相対的根拠

商標登録出願人又は登録商標権者から異議申立があった場合は、出願された商標登録は、次に掲げる状況においては、付与されない。

- (a) 登録出願された商標が、登録商標と同一である場合、又はより早い出願日を有する商標であって保護を同一の商品及びサービスについて求めるものと同一である場合
- (b) より早い出願日を有する商標に対する又は登録商標に対する同一性又は類似性の理由で、及び商標によりカバーされる商品及びサービスの同一性又は類似性の理由で、公衆に混同の虞があり、当該混同の虞が登録商標又はより早い出願日を有する商標を連想させかねない場合

商標権者からの異議申立により、商標権者の代理人又は代表者が自己の名義で登録出願し商標権者の承諾を得ておらず有効な正当性を有さない場合は、商標は登録されないものとする。異議申立が未登録の商標の所有者又は取引上使用される別の標識の所有者からの異議申立において、次に掲げる場合は、出願された商標登録は付与されない。

- (a) 標識の権利が、登録商標出願日前に又は当該出願につき主張される優先日前に取得された場合
- (b) 標識が、その所有者に後続の商標の使用を禁止する権利を付与された場合

登録出願された商標であって、登録商標又はより早い出願日を有する商標と同一又は類似のものは、別の商品及びサービスについては使用することができる。ただし、登録商標又はよ

り早い出願日を有する商標が知名度を有する場合であって、登録出願された商標の正当な理由のない使用が、登録商標若しくはより早い出願日を有する商標の識別性若しくは知名度を不当に利用することになる又は害することになる場合は、より早い商標権者からの異議申立により、出願された商標は、より早い商標の登録対象である商品及びサービスと類似でない商品及びサービスに係る使用についてであっても、登録されない。

当該権利者からの異議申立により、登録出願された商標は、第三者の名称若しくは写真を含む場合、又は第三者の著作権若しくは産業財産を害する場合は、登録されない。

異議申立により、登録出願された商標であって団体標章又は証明標章と同一又は類似のものは、当該団体標章又は証明標章の期間満了日に続く3年間は登録されない。

異議申立により、登録未更新の商標と同一又は類似の登録出願された商標であって同一又は類似の商品及びサービスを登録対象とするものは、当該期間満了日に続く2年間は登録されない。

第3章 商標保護の範囲

第9条 登録商標により付与される権利

商標権者は、自己の承諾なく第三者が次に掲げる事項をなすことを差止める権利を有する。

(a) 当該商標の登録対象である商品及びサービスと同一の商品及びサービスに係る登録商標と同一の標識の使用

(b) 登録商標との同一性又は類似性の理由で、並びに登録商標及び標識によりカバーされる商品及びサービスの同一性又は類似性の理由で、公衆に対して、当該標章と当該商標間の連合の虞を含め、混同の虞をもたらす標識の使用

(c) 当該商標の登録対象である商品及びサービスと同一でない商品及びサービスに係る登録商標と同一又は類似の標識であるが、正当な理由のない当該標識の使用の場合は、登録商標の識別性若しくは知名度を不当に利用するか又は害することになる使用

次に掲げる事項は、第1段落により禁止することができる。

(i) 標識を商品又はその包装に付加すること

(ii) 標識により商品を販売申出、市場化若しくはそれらの目的で在庫すること、又は標識によりサービスを提供申出若しくは提供すること

(iii) 標識により商品を輸入又は輸出すること

(iv) 業務書類及び広告において標識を使用すること

登録商標により付与される権利は、商標登録の公告日から第三者に対する拘束力を有するものとし、補償は、商標出願日後に生じる事項につき請求することができる。ただし、出願公告から生じる権利は、商標登録公告により付与される権利の中に含まれるものとみなされる。係争を取り扱う裁判所は、登録が公告されるまでは当該事件の実体的事項を裁決することができない。

第10条 辞書及び参考書における商標の複製

商標が、辞書、百科事典又は同様の参考図書において複製される場合であって、当該商標が登録されていることに言及がないため、当該商標の登録対象である商品及びサービスの一般名称であるとの印象を与える場合は、出版社は、商標権者の請求があれば、その欠陥を次号

の刊行で補正しなければならない。

第 11 条 代理人又は代表者の名義で登録された商標の使用の禁止

商標が、商標権者の代理人又は代表者の名義で登録される場合であって、当該商標権者の承諾を得ていない場合は、代理人又は代表者が正当化事由を有さない場合に限り、商標権者は、異議申立する権利を有する。

第 12 条 登録商標の効力に係る制限

商標権者は、第三者が自己の名称若しくは住所を、商品生産若しくはサービス提供の種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは生産月日に係る情報を、又は商品及びサービスのその他の特徴を、業務上において使用する場合であって、その使用が商工業界の適正慣行に則してなされる場合は、差止することができない。

第 13 条 登録商標により付与される権利の消尽

登録商標を結合する製品が商標権者により又は商標権者の同意によりトルコにおいて市場化された後に発生する行為は、当該登録商標の権利の違反を構成しない。

商標権者は、前段が適用される場合であっても、当該商品の更なる商品化には、すなわち商品が市場化された後に商品条件が著しく変更又は傷付けられる場合は、異議申立する権利を有する。

第 4 章 商標の使用

第 14 条 商標の使用

登録に続く 5 年の期間内に、正当な理由なく商標が使用に供されない場合、又はその使用が継続して 5 年間中止した場合は、商標は失効する。

次に掲げる事項は、使用を構成する。

- (a) 登録商標の識別性を改変しないで、要素において異なる様式での登録商標の使用
- (b) 専ら輸出目的の商品又はその包装上の商標の使用
- (c) 商標権者の承諾のある商標の使用
- (d) 商標を帯びる商品の輸入

第 5 章 商標権に係る法定取引

第 15 条 法定取引

登録商標は、第三者へ移転され、担保として使用し、又はライセンスすることができ、更に相続することができる。担保権については民法の関係規定が適用される。

登録商標に係る生存者間の行為は、証拠書類による。

第 16 条 商標の移転

登録商標は、その登録対象である商品及びサービスの何れか又はすべてにつき移転することができる。

資産及び負債を伴う事業全体の移転は、別段の規定がなければ、当該事業体の商標権を含むものとし、本規定は、事業体を移転する契約上の義務が適用される。

第 2 段落を害することなく、登録商標の譲渡は、裁判所決定による場合を除き、証拠書類によるものとし、契約当事者により署名されるものとし、別異に締結された契約は無効とみなされる。

移転の性質が、登録対象である商品及びサービスの性質、品質又は原産地表示につき公衆に誤解を与えるようなものである場合は、庁は、譲受人が登録について誤解を与える可能性のない商品及びサービスに限定することに同意しない限り、移転を登録しない。

移転は、登録簿に掲載され当事者の 1 の請求により公告される。

移転が登録簿に掲載されない限り、当事者は、商標登録から生じる権利を善意で行為する第三者に対して行使することができない。

第 17 条 代理人又は代表者の名義で登録された商標の移転

商標が、商標権者の代理人又は代表者の名義で当該商標権者の承諾なく登録された場合は、代理人又は代表者が自己の行為を正当化しない限り、商標権者は、登録の自己への譲渡を請求する権利を有する。

第 18 条 商標を担保として使用すること

登録商標は、事業体とは独立に担保として使用することができる。

担保としての使用は、登録簿に掲載され当事者の 1 の請求により公告される。

第 19 条 差押

登録商標は、事業体とは独立に差押をすることができる。

差押は、登録簿に掲載され公告される。

第 20 条 ライセンス

登録商標の権利は、登録対象である商品及びサービスの何れか又はすべてにつきライセンスすることができる。

第 21 条 ライセンス条件

ライセンスは、排他的又は非排他的とすることができる。

契約に別段の規定がない限り、ライセンスは、非排他的と理解されるものとし、使用許諾者は、自身で商標を使用することができ、当該商標を第三者にライセンスすることができる。

排他的ライセンスの場合は、使用許諾者は、ライセンスを他人に付与することができず、契約が具体的に規定していない限り、商標を使用することができない。

契約が具体的に規定していない限り、使用権者は、ライセンスによる権利を移転することができず、サブライセンスを付与することができない。

契約に別段の規定がない限り、使用権者は、保護期間の商標の使用において排他的権利を有する。

契約に別段の規定がない限り、排他的使用権者は、商標権侵害の発生の場合は、本法により商標権者に与えられるすべての法律手続を自己の名義で提起することができ、非排他的使用

権者は、法律手続を提起する権利を有さない。

侵害発生の場合は、非排他的使用権者は、必要となるような手続を提起するために、公証人を通じ、商標権者に通知を出すことができ、商標権者が、手続提起を拒絶し、又は当該通知受領後 3 月以内に手続提起を怠る場合は、非排他的使用権者は、手続を自身で提起する権利を有する。使用権者は、時の経過と共に軽減しない重大な損害に直面して、差止命令の訴を裁判所に請求することができ、手続を提起した使用権者は、相応に商標権者に通知する。

商標権者は、使用権者により生産される製品又は提供されるサービスの品質を確保するために必要な手段を講じなければならない。

ライセンス契約の規定が、使用権者により違反された場合は、当該使用権者に対して登録商標による権利を行使するために訴訟手続を提起することができる。

ライセンスは、登録されるまでは、善意で行為する第三者に対しては履行を強制できない。

ライセンス契約は、本法その他の関連法令、命令、規則に反する規定を含むことができず、ライセンス契約のかかる違反規定は、契約締結後に施行になった法律規定に合致する場合でも無効とする。

第 22 条 訴訟手続

商標の移転、ライセンス、差押及び担保としての使用、並びに、その所有権の変更に係る訴訟手続は、商標出願にも適用される。

第 2 部 願書

第 1 章 出願

第 23 条 出願

標識の登録出願は、次により提出しなければならない。

- (a) 願書。その様式及び内容は、施行規則に規定されるものとし、出願人の身分を証明する情報を含まなければならない。
- (b) 複製に適する商標見本
- (c) 商標が使用される対象の商品及びサービスの目録
- (d) 出願手数料納付を証明する領収書原本
- (e) 分類手数料納付を証明する領収書原本
- (f) 代理人が任命されている場合の委任状
- (g) 出願人が法人である場合の署名一覧
- (h) 出願人の事業活動の証拠書類

商標登録出願が有効となるためには、出願手数料は、出願時に支払わなければならない。

個別の出願は各々の商標につき出願しなければならない。

商標登録出願と共に提出される又は事後に庁に提出されるすべての書類は、施行規則を遵守しなければならない。

第 24 条 分類

商標登録申請の対象商品及びサービスは、商品及びサービスの国際分類にしたがって分類されるものとし、分類の原則は、施行規則に規定する。

第 25 条 優先権

パリ条約加盟の何れかの国の国民である自然人又は法人、又は、国民ではないが当該国で居住している若しくは事業を鋭意営む自然人又は法人は、当該商標に係るトルコにおける登録証出願につき、当該国の授権機関に有効な商標登録出願がなされた日から起算される 6 月の優先権を享受する。当該期間内に行使されない優先権は無効とみなされる。

第 1 段落による優先権が主張されている場合は、保護の範疇の商標についての第三者によるすべての出願及び取得登録証は、優先権を生ぜしめるものとして認められる日付から無効が宣言される。

パリ条約加盟国の国民である自然人又は法人が、パリ条約の非加盟国で有効な出願を行った場合は、当該人は当該出願につき本条により優先権を享受する。

第 26 条 博覧会優先権

商標を付加した商品及びサービスを、トルコにおける国内若しくは国際博覧会で又はパリ条約加盟国における公式若しくは公認の国内若しくは国際博覧会で出展した第 3 条第 1 段落の範疇の自然人又は法人は、当該商品の最初の展示日から 6 月以内に優先権を主張する出願を行った場合は、トルコにおける商標登録につき優先権を主張することができる。

商標を付加した商品及びサービスが、博覧会で公式開会日前に展示済であった場合は、優先

権は、商品及びサービスが博覧会で最初に展示された日から開始する。

トルコにおいて開催される博覧会の役員は、商品の名称又はサービスの種類、最初の出展日、並びに商品及びサービスが公衆に展示された公式開会日を特定する証拠を提供する。

外国で展示された商品及びサービスについては、前段において特定される証拠は、当該国の関係当局により提供される。

商標を付加した商品は、当該博覧会閉会後にトルコにおいて博覧会に展示されることを妨げることはできず、又は原産国へ返却されることを妨げることができない。

同一の商品又はサービスに係る登録商標又は登録出願につき 2 以上の出願人がある場合は、商品若しくはサービスを最初に展示した出願人が、又は両者が同時に展示した場合は、最初の出願人が、優先権を享受する。

第 27 条 優先権の効力

第 25 条及び第 26 条に由来する優先権は、優先権主張の対象である出願の日から効力を有する。

第 28 条 優先権の主張及び証拠

自己の優先権を享有することを希望する出願人は、標識の登録出願と共に優先権宣言を提出するものとする。優先権が出願後 3 月以内の実証されない場合は、優先権宣言は無効とみなされる。

付与された博覧会優先権は、第 25 条に規定の優先期間を延長しない。

第3部 登録手続

第1章 出願審査

第29条 出願条件遵守の審査

庁は、出願が第23条に規定される条件を遵守するか否か及び欠陥があるか否かを審査するものとし、無欠陥であるとの結論に達した場合は、出願は、庁又は庁により当該目的のために授権された機関に対する原出願の日、時間及び分を出願日として付与される。

優先権宣言が提出されている場合は、庁は、第25条、第26条及び第27条にしたがって審査を行なう。

第30条 出願条件遵守に係る欠陥の補正

第23条の条件の遵守に係る欠陥がある場合は、庁は、施行規則に規定の期間内に当該欠陥事項を補正するよう出願人に請求する。

庁は、第23条(a)に規定されるように出願人の身分を証明する情報が完全に若しくは部分的に欠ける場合、又は同条(b)、(c)及び(d)に規定の書類の何れかが提出されていない場合は、出願を拒絶する。

出願人が、庁の請求に応じて、施行規則に規定の期間内に第23条(e)、(f)、(g)及び(h)の範囲内の欠陥を補正する場合は、庁は、欠陥のある出願が最初に提出された日を出願日として認容する。

優先権主張についての要件を満たし得ないことの結果は、出願についての優先権の喪失に限られる。

第31条 適格性に係る審査

第3条の範疇外の自然人又は法人による出願は、拒絶される。

第32条 拒絶の絶対的条件の審査

庁は、出願が出願条件の遵守に係る欠陥がないとの結論に達した上、登録対象のすべて又はいくつかの商品若しくはサービスにつき第7条により適格であるか否かを決定するために出願を審査するものとし、不適格と認められる出願は、すべての又はいくつかの当該商品若しくはサービスにつき第7条により拒絶する。

第2章 出願の公告

第33条 出願の公告

出願条件を遵守し第29条、第30条、第31条又は第32条により拒絶されていない登録出願は、関係公報で公告する。

前段にいう条文により出願が公告後に拒絶される場合は、拒絶決定も公告する。

第3章 第三者による所見

第34条 第三者による所見

製造業者，生産者，サービスの提供者，商社若しくは消費者を代表する自然人若しくは法人又は集団は，商標出願の公告後，当該商標が第7条による登録要件に則さない旨の所見を庁に提出することができるが，当該人は，庁に対する手続の当事者であってはならない。

第35条 異議申立

第7条又は第8条により登録することができないとの理由での商標登録への異議申立書及び出願において悪意の証拠があるとの理由での異議申立書は，公告後3月以内に提出しなければならない。

第8条最終段落による異議申立は，異議申立人が該当期間中に自己の商標を使用しない場合は拒絶される。

異議申立は，書面で提出するものとし，理由の陳述を含むものとする。庁は，施行規則に規定の期間内に追加の事実，証拠及び書類の提出を請求することができる。

請求された追加の事実，証拠及び書類が，施行規則に規定の期間内に提出されない場合は，異議申立はなされなかったものとみなされる。

第36条 異議申立の審査

庁は，異議申立の審査中に，庁が適切とみなす場合は必要とみなす頻度で，当事者に意見書を提出するよう請求することができ，提出された意見書及び答弁書を相手方当事者に送達することができる。

庁は，適切とみなす場合は，和解に達するよう当事者を導くことができる。

庁は，異議申立が有効でないと認められる場合は，拒絶するものとし，商標登録出願の対象商品又はサービス中の若干のものにつき異議申立が有効と認められる場合は，異議申立は当該商品又はサービスにつき受理される。

第4章 商標出願に係る手続事項

第37条 補正

商品又はサービスにおける変更を生じない誤記及び出願人の名称，住所の補正，又は出願の範囲の補正は，出願人の請求により，審査段階の間に認容される。

第38条 取下

商標出願は，登録前に出願人により取り下げることができる。

第5章 登録

第39条 登録

本法及び関係規則による出願が，欠陥がないと認められる場合，欠陥が補正済である場合，所定期間内に異議申立を受けていない場合，又は異議申立が拒絶されている場合は，登録簿

に掲載されるものとし、出願人は、商標登録証を受領しなければならない。

登録簿への掲載は次に掲げるものを含む。すなわち、商標の登録日、商標見本、出願日、商標使用対象の商品又はサービス、商品又はサービスの分類、商標権者の名称、国籍、該当する場合は代理人の名称、法人の名称、住所及び登録国、商標及び商標権に係る変更、その他施行規則に規定の詳細である。

商標登録簿は、公衆の閲覧に供するものとし、登録簿掲載事項の複写は、請求があれば所定の手数料支払により入手可能となるものとする。

登録の上、商標は、第2段落に含まれる情報を伴って施行規則に規定の通り公告される。

第4部 商標の登録期間及び更新

第40条 登録期間

商標は，出願日から10年間登録されるものとし，登録は，追加10年次毎に更新することができる。

第41条 更新

商標の登録は，商標権者又はその授権者の申請により更新手数料支払を以て更新される。

庁は，施行規則に規定の期間内に，登録の満了を商標権者に通知するものとするが，庁はその伝達漏れの責任を負わない。

更新の申請は，保護終了月末日前の6月以内に提出され手数料が支払われるものとし，その期限に間に合わない場合は，申請提出は，追加手数料の支払を以て前文にいう日からさらに6月の期間内になすことができる。

更新は，現行登録が満了する日に続く日に発効する。更新は，登録簿に掲載される。

本法の規定は，保護期間満了に続く6月以内に未更新の商標に対しては効力を有することを停止する。

第5部 商標の無効及び商標権の終結

第1章 商標の無効

第42条 無効

登録商標は、次に掲げる場合は裁判所により無効を宣言される。

- (a) 登録商標が第7条に違反する場合(ただし、第7条(i)の範疇の周知商標に係る訴訟は、登録日から5年以内に提起しなければならず、悪意が存する場合は期限は適用されない。)
- (b) 登録商標が、第8条に違反する場合(ただし、第8条最終段落により提起される手続については、先の商標権者が保護期間満了に続く2年間自己の商標を使用していなかった場合は、その違反は無効の理由を構成しない。)
- (c) 登録商標が、第14条に違反する場合(ただし、手続の提起日と5年の期間の満了日の間の善意の使用は、無効の理由を構成しない。手続が提起されることを知った上で使用がなされた場合は、裁判所は、手続提起に先立つ3月の間になされた使用を考慮に入れない。)
- (d) 商標権者の行為を通じて商標が商品又はサービスにつき一般名称になった場合
- (e) 商標権者又は商標権者により授権された者によりなされる使用の結果、登録対象の商品又はサービスの性質、品質、生産場所及び原産地表示につき公衆に混同の虞がある場合
- (f) 商標が第59条に違反して使用される場合

無効が、商品又はサービスの若干のもののみに係る場合は、当該商品又はサービスにつき部分的無効が命令される。

商標が、登録対象の商品又はサービスにつき、登録に先立つ使用を通じて識別性を取得済である場合は、無効を裏付けるために(b)、(c)及び(d)の規定が発動されることはできない。

第43条 無効宣言の請求

侵害の被害者、国家の公訴官又は関係庁は、裁判所に対して無効を請求することができる。

第44条 無効の効力

無効を宣言する最終決定は、遡及効果を有するものとする。無効の遡及効果は、次に掲げるものには及ばないが、商標権者の不注意又は善意の欠如を原因とする損害に対する補償請求は害されない。

- (a) 無効宣言に先立って到達され施行された商標の侵害に係る最終決定
- (b) 無効宣言に先立って締結され実行された契約。ただし、契約により支払われた金額の一部又は全額の払戻は、状況により正当化される程度まで、公平の理由で請求することができる。

無効の最終宣言は、すべての者に対して効力を有する。

第2章 権利の終結

第45条 終結の理由

商標権は、次に掲げる場合に終結する。

- (a) 保護期間の満了及び所定期間内での不更新

(b) 商標権者による自己の権利の放棄

商標権の終結は、終結の理由が発生した時点から発効するものとし、現行公報に公告される。

第 46 条 権利の放棄

商標権者は、登録対象の商品又はサービスの若干又はすべてにつき自己の権利を放棄することができる。

放棄は、庁に対して書面で宣言するものとし、登録簿への対応掲載日の時点で発効する。

商標権者は、使用权者又は登録簿掲載の権利者の承諾を得ずに、自己の権利を放棄することができない。

権利に係る主張が第三者によりなされている場合は、権利放棄は、当該第三者の承諾なしに請求することができない。

第 6 部 庁の決定に対する不服申立

第 47 条 不服申立

庁の決定に対して不服申立することができる。

中間決定に対して不服申立がなされる場合は、最終決定時には別の不服申立が認容されるものとする。

第 48 条 不服申立適格者

庁の決定により不利益を被る当事者は、不服申立することができる。手続に関するその他の関係者は、権利として不服申立の当事者である。

第 49 条 不服申立の様式

不服申立書は、決定通知後 2 月以内に書面で庁に対して提出するものとし、不服申立手数料は、審査されるべき不服申立書の提出時に支払われるものとする。不服申立の理由が、決定通知後 2 月以内に陳述書により提出されるものとし、不服申立理由陳述書が当該期間内に提出されない場合は、不服申立は提出されなかったものとみなされる。

第 50 条 決定の更正

庁の関係部署は、不服申立が根拠のあるものと認める場合は、庁の決定を更正することができるが、本条は、不服申立人が手続の相手方により異議申立されている場合は適用されないものとする。

不服申立が、当該部署により受理されない場合は、当該不服申立は、当該部署によりその実体的事項につき所見を付与することなく再審査評価委員会に転送するものとする。

第 51 条 不服申立の審査

再審査評価委員会は、不服申立を受理した場合は、審査を行う。

再審査評価委員会は、施行規則に規定の期間内に、他の当事者の所見に係る又は当該人自身の所見に係る意見書を提出するよう当事者を促さなければならない。

第 52 条 不服申立に係る決定

審査後、再審査評価委員会は、その決定を交付する。

第 53 条 決定に対する裁判所手続

第 47 条から第 52 条までに規定の不服申立について、再審査評価委員会の最終決定に対する手続は、当該決定の通知後 2 月以内に管轄裁判所に対して提訴することができる。

第7部 証明標章及び団体標章

第54条 証明標章

証明標章は、標章権者の管理により、事業の、並びに生産方法、地理的標識及び当該事業の資質の共通特徴の証明に供する。

第55条 団体標章

団体標章は、生産者又は商社又はサービスの提供者の事業集団により使用される標章である。団体標章は、集団に属する事業の商品及びサービスを他の事業の商品及びサービスから識別するのに供する。

第56条 証明標章及び団体標章に係る専門規則

証明標章又は団体標章の登録出願が提出された場合は、標章使用の運用方法を管理する規則が併せて提出されなければならない。

証明標章を管理する規則は、証明下の商品及びサービスの共通特徴、標章使用の管理手続、及び必要な場合に科される罰則に係る規定を含まなければならない。

団体標章を管理する規則は、標章使用を授権されている事業を特定するものとし、団体標章権者は、標章登録につき団体で行為しなければならない。団体標章の更新については、当事者中の1による申請を以て十分とする。

第57条 専門規則の修正

専門規則は、庁の承認がある場合を除き修正することができず、専門規則に対する変更は、第56条第2段落及び第3段落に違反する又は公序良俗若しくは道徳律に反する場合は、庁により拒絶される。

第58条 本法に反する規則

専門規則が、第56条の要件を遵守しない場合は、庁は、必要な変更をなすように標章権者宛に通知を発するものとし、標章権者が、請求された変更をなさず、相応に規則を修正しない場合は、団体標章又は証明標章の登録請求は拒絶されるものとする。

第59条 専門規則に違反する使用

団体標章権者又は証明標章権者が、専門規則の違反を構成する標章の使用を無視し、当事者の1により提起された訴訟に対応して裁判所により規定される期間内に違反の救済を怠る場合は、標章は裁判所により無効とされる。

第60条 移転及びライセンス

証明標章又は団体標章の移転又はライセンスは、登録簿への掲載を以てのみ有効となる。

第 8 部 権利の侵害

第 61 条 侵害

次に掲げる事項は、商標の侵害とみなされる。

- (a) 第 9 条の違反
- (b) 同一又は混同を生じる類似の商標の商標権者の承諾のない使用
- (c) 違法な模倣品として知られているか又は知られている筈の商標を帯びる商品の販売、流通、営業若しくは輸入、又はかかる目的での在庫
- (d) ライセンス契約により取得された権利の第三者への移転又は拡大
- (e) (a)、(b)及び(c)にいう作為への加担、幫助、又は何らかの形の教唆若しくは助長
- (f) 登録商標又は登録商標に混同を生じる類似の商標を帯びる製品の所有発覚時の入手経路、入手方法の説明不能

第 61A 条

(a) 商標権者の真実の身分についての虚偽の陳述をなす者、又は製品及びその包装に適正になされている商標権の表示を無権限で削除する者、若しくは商標出願人、商標権者として虚偽に自己を名乗る者は、1年から2年間の禁固及び3億から6億リラの罰金に処せられる。

(b) 無権限で商標を移転し、担保として供託し、若しくは何らかの移転の権利を行使する目的でかかる行為をする者、又は商標を担保として利用し、差し押さえ、若しくは関連条文に規定の若しくはライセンスにより保有されるかかる権利を行使する者、及び合法的に保護された商標権との関係が存在するかの印象を与えるような方法で自身若しくは他人により生産され販売に供される製品、その包装上、業務書類、宣伝資料に標識を付加する者、又は同一目的で、広告宣伝物の文書、標識、若しくは表現を正当な商標権者でなく刊行映像媒体上で使用する者、又は保護期間満了後若しくは無効後若しくは商標権の終結後に当該事項をなす者は、2年から3年間の禁固及び6億から10億リラの罰金に処せられる。

(c) 第 61 条に規定の違反の何れかを犯した者は、2年から4年間の禁固及び6億から10億リラの罰金に処せられるものとし、加えて、判決により1年以上の期間、事業施設の閉鎖を命令され、その間併せて営業活動の実行を禁止される。

当該違反が、自発的に若しくは職務上に与えられる指示により、事業に従事する者により犯される場合は、職員及び所有者若しくは支配人若しくはその代理人若しくは保有役職名を問わず事実上事業を統括する者であって違反を禁止しなかった者は、同様に罰せられる。第 61 条に規定の違反が、法人を代表して職務遂行上に犯された場合は、その法人も違反を犯した当人の代わりに罰金、経費及び損害賠償の責任を負う。当該行為を幫助する者については、行為の性質に応じ、トルコ刑法第 64 条、第 65 条、第 66 条及び第 67 条の規定が適用されるものとし、当該違反についての起訴は告訴を受けて行われる。

刑事手続法第 1412 号第 344 条第 1 段落(8)は、本条の施行には適用されない。告訴権は、商標権が侵害された者に帰属するものとし、第 61 条に規定の違反を除くすべての違反につき庁にも帰属するものとし、消費組合、並びに、商標権者の真の身分証明についての虚偽の陳述に係る、自身若しくは他人により生産され販売に供された製品上若しくはその包装上への若しくは宣伝資料若しくは広告物への、保護された商標権との関係が存在するかの印象を与えるような方法による標識の付加に係る、同一目的のための刊行及び視覚媒体での広告宣伝に

おける文書，標識若しくは表現の正当な商標権者の立場にない使用に係る，又は，保護期間満了後若しくは商標権の無効若しくは終結後のかかる行為に係る法令第 5590 号又は第 507 号により管轄される組織に帰属する。

かかる違反行為に対する手続は，違反行為及び違反者が判明した日後 2 年以内に提起されるべきものとし，本規定の範囲内に入る行為に係る告訴は，緊急事項として取り扱われる。トルコ刑法第 36 条及び刑事手続法の関連条文が，本法に則して商標出願又は保護された商標から発生する権利の侵害を通じ，犯された違反の対象である商品の及び当該商品の生産に使用される機械設備の差押，没収，又は破棄に適用される。

第 62 条 商標権者による訴訟

権利が侵害された商標権者は，特に次に掲げる事項を裁判所に申請することができる。

- (a) 侵害行為の停止
- (b) 侵害の救済及び生じた損害の補償
- (c) 商標権侵害の手段となった商品及び当該商品の生産に使用された(かかる生産及び使用は犯罪)機械設備の没収
- (d) (c)により没収された商品の所有権の認定。この場合は，当該商品の価額は，付与される補償額から控除されるものとし，当該商品の価額が，付与される補償額を上回る額であると判明する場合は，商標権者は，差額を侵害者に払い戻すものとする。
- (e) 権利侵害の続行防止のための実行手段，商品若しくは輸送手段からの商標の排除，又は，侵害行為防止のために必須ならば，特に(c)により没収された商品若しくは輸送手段の廃棄
- (f) 裁判所判決の公衆及び関係者への開示。当該費用は侵害当事者により負担される。

第 63 条 管轄裁判所

商標権者による第三者に対する民事訴訟の提起に係る管轄裁判所は，原告の居住地，行為が犯された場所，又は行為が効力を発した場所の裁判所とする。

原告が，トルコ共和国の市民でない場合は，管轄裁判所は，登録簿に掲載された授權代理人の居住地，又は，代理人の登録が取り消されている場合は，庁の所在地の管轄裁判所とする。第三者による商標権者に対する訴訟提起についての管轄裁判所は，被告の居住地の裁判所とする。商標出願人又は商標権者がトルコに居住しない場合は，第 2 段落の規定が適用される。複数の管轄裁判所がある場合は，手続が最初に提起される裁判所が当該管轄裁判所とする。

第 64 条 補償

商標を不法に模倣する製品を，商標権者の承諾なく，生産，販売，流通，若しくは商用に供するか，又は輸入若しくはそれらの目的で保有する者は，違反及び当該人を原因とする損害を救済する責任を負う。

商標権者により侵害を伝達され侵害その他危惧される誤用を停止するよう求められた上で，商標の不法な模倣を使用する者は，当該人を原因とする損害の補償の責任を負う。

第 65 条 侵害の証拠書類

商標権者は，商標侵害による被害額の算定のために，当該人に無断の商標使用に係る書類を侵害当事者に請求することができる。

第 66 条 逸失利益

商標権者が受けた被害額は、実際の損失だけでなく商標権侵害による逸失利益も含む。利益の喪失は、被害を受けた商標権者の裁量により、次に掲げる基準の 1 で算出される。

- (a) 侵害者の競合がなかったならば商標権者が実現し得たであろう潜在利益
- (b) 商標使用によって侵害者により実際に実現された利益
- (c) 商標権の侵害者が合法的なライセンス契約により商標を利用していたならば支払われたであろうライセンス料。逸失利益の計算は、商標の経済価値、侵害時に残存する保護期間、存続中のライセンス件数その他同様の要素を、特に、考慮する。

第 67 条 逸失利益の増額

商標権者が、第 66 条(a)、(b)及び(c)に規定の計算方法の 1 を選択した場合は、裁判所は、裁判所の所見において、商標が製品の経済価値へ大いに貢献するものであれば、相応の追加額を加算することができる。

製品の経済価値への商標の貢献の評価は、製品に対する需要が大いに商標に負うものであることの証明に基づくものとする。

第 68 条 商標の評判

商標権者は、侵害当事者が標識の評判にもとる不適切な商標使用をなしたことにより受けた損害につき、増額賠償を請求することができる。

第 69 条 訴訟の対象にできない者

商標権者は、自己に対して補償金を支払った者により販売に供された商品を使用した者に対しては、本法第 8 部により訴訟を提起することができないが、悪意の証拠がある場合は本規定は適用しない。

第 70 条 期限

契約義務法の期限に係る規定は、商標権の侵害に対する訴訟についての期限に適用する。

第 71 条 管轄裁判所

法務省により設立される特別裁判所は、本法に規定のすべての訴訟行為及び主張に係る管轄権を有する。

裁判官公訴官高等会議が、第 1 審商事裁判所及び第 1 審刑事裁判所の何れが特別裁判所として任命されるべきかを決定するものとし、法務省の請求により各々の管轄権を規定する。

第 1 段落にいう特別裁判所は、本法による庁の決定に対する提訴に係る管轄権、及び庁の決定により被害を受けた第三者による庁に対する提訴に係る管轄権を有する。

第 72 条 裁判所決定の公告

裁判所の判決が最終となった場合は、勝訴者は、日刊紙又はラジオ若しくはテレビその他の伝達媒体での当該最終判決の全文又は要約形式における公告を請求することができ、その費用は相手方の負担とする。

当該公告の性質及び範囲は、判決において特定されるものとし、当該公告の権利は、判決が

最終となった後 3 月以内に行使されない場合は無効となる。

第 73 条 使用権者による手続

契約に別段の規定がなければ、排他的使用権者は、商標権の侵害発生の場合は、本法により商標権者が行使可能とされているすべての手続を当該人自身の名義で提起することができ、非排他的使用権者は、法律手続を提起する権利を有さないものとする。

非排他的使用権者は、侵害発生の場合は、必要となる手続を提起するよう商標権者に対して公証人を通じ通知を発することができる。

手続の提起を商標権者が拒絶するか又は当該通知の受領後 3 月以内に怠る場合は、非排他的使用権者は、手続を提起する権利を有する。

時の経過にも拘らず存続するような重大な損害を受けた場合は、使用権者は、差止命令を裁判所に申請することができる。

第 3 段落により手続を提起した使用権者は、手続が提起された旨を商標権者に通知しなければならない。

第 74 条 不侵害の主張

何人も利害関係人は、不侵害の決定を取得するために商標権者に対して訴訟を提起することができる。

前段による訴訟の提起に先立ち、商標権者宛に通知が公証人を通じて送達されるものとし、当該主張者によりトルコにおいて生産中又は生産予定の商品上に使用される商標が当該商標権を侵害するか否かにつき商標権者が見解を表明できるようにしなければならない。

商標権者がかかる通知の受領に際して、その受領後 1 月以内に応答しない場合、又は応答の内容が当該主張者により受理できるものでないと判断した場合は、当該主張者は、第 1 段落により訴訟を提起する権利を有する。

商標権に関して侵害訴訟を提起されている者は、第 1 段落により訴訟を提起することができない。

訴訟の提起は、商標登録簿に掲載されているすべての商標権者に伝達される。

本条にいう手続は、無効訴訟と合わせて提起することもできる。

第 75 条 証拠保全の手続

本条により手続を提起する法的権利を有する者は、商標権侵害の証拠を決定し保全することを裁判所に請求することができる。

第 76 条 予防策

本条により訴訟を提起する法的権利を有する者は、当該人が侵害を構成しかねない商標の実際の使用行為若しくはかかる使用の相当な準備の存在を証明できることを条件として、予防策を命令することを裁判所に申請することができる。

予防策の申請は、訴訟の提起前又は提起時に提出することができ、予防策申請の審査は別途なされるものとする。

第 77 条 予防策の性質

予防策は、判決の取得が認められるような性質のものとし、特に、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (a) 原告の商標権を侵害する行為の停止
- (b) 税関又は自由港又は自由貿易地域を含むトルコ国境内での差押、及び商標権を侵害している生産品又は輸入品の保管
- (c) 損害補償に係る保証規定

第 78 条 民事訴訟法

その他の保証手続及び予防策については、民事訴訟法の規定が適用される。

第 79 条 税関での差押

税関庁は、商標権者の権利を侵害している物品を、輸出時又は輸入時、予防措置として差し押さえなければならない。

差押手続は、当該目的のための立法により規定される。

税関庁により適用される差押処分は、訴訟を特別裁判所に対して提起しなければ、又は差止命令が当該差押処分後 10 日以内に裁判所から取得できなければ、効力を停止する。

第9部 代表及び代理人

第80条 庁に対する代表

商標事項における庁に対する代表行為は、次に掲げる者によってのみ行うことができる。

(a) 出願済の自然人又は法人。法人は、その授権機関により正当に授権されている者によってのみ代表することができる。

(b) 商標代理人

国外居住者は、商標代理人によってのみ代理することができる。

代理人が任命されている場合は、すべての手続は代理人を通じて行うものとし、代理人宛になされるすべての通知は、本人に宛てられたものとみなされる。

第 10 部 手数料支払及び法的効力

第 81 条 手数料支払条件及び効力

出願及び登録商標についての施行規則に規定の手数料は、出願人、商標権者又は商標代理人により支払われなければならない。

商標登録に係る規定手数料が本法に規定の期間内に支払われない場合は、商標登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

第 11 部 終局規定

第 82 条 廃止規定

1995 年 3 月 3 日付，商標法第 551 号は，ここに廃止する。

経過規定

1. 出願日に有効な法の規定は，本法施行に先立ち提出された商標登録出願に適用する。
本法の施行に先立ち締結され登録された移転又は相続及びライセンス契約のすべてを害することなく，本法の規定は，かかる事項に係るその後の行為又は変更に適用する。
2. 当該人のサービスマークを実際に使用した者は，本法施行後 12 月以内に当該使用の証拠提出によりその登録を請求することができる。
庁は，最初の使用日を考慮に入れて 12 月の満了後，サービスマーク使用者の請求を審査する。
3. 本法の適用上，法務省の請求により特別裁判所が設定されるまでは，裁判官公訴官高等会議が，第 1 審商事裁判所及び第 1 審刑事裁判所の中から特別裁判所として指名されるいくつかの裁判所を選定するものとし，各々の管轄権を特定する。

第 83 条 施行

本法は，その公告日に施行する。

第 84 条 執行

本法は，閣僚会議により執行される。